奈良県告示第百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十三年六月七日

奈良県知事　荒　井　正　吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
サン薬局八木店	橿原市内膳町四―六―三七	平成二十三年三月三十一日
セガミ薬局香久山店	桜井市大福一五六―四	平成二十三年三月二十一日
ふゆひろクリニック	香芝市磯壁三―九四―一　ベルドミール香芝一階	平成二十三年三月三十一日
おおい皮膚科医院	生駒市元町一―三―二三　タマキビル四階	平成二十三年三月三十一日
堀内医院	御所市末広町一七〇	平成二十三年三月三十一日
南クリニック	北葛城郡上牧町片岡台二―一三―一五	平成二十三年三月三十一日